# 記者発表資料

# 有資格業者に対する指名停止措置について

# 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
宮城建設株式会社	岩手県久慈市新中の橋4-35-3

### 2. 指名停止措置期間

令和6年4月17日 ~ 令和6年4月30日 ( 2週間 )

3. 指名停止措置の範囲 東北地方整備局管内

#### 4. 事実概要

令和3年10月11日、当地方整備局発注「久慈港湾口地区防波堤(北堤)築造工 事」の船舶係留用シンカーブロック撤去のための現場(岩手県久慈市久慈港港内)に おいて、二次下請企業所属の潜水士が潜水作業を行っていたところ、送気ホースが何 らかの原因で切れ死亡した。

当該事故は、急な天候変化に対する危険性の理解が足りなかったことや、強風によ り起重機船が走錨する可能性を想定していなかったこと、潜水作業にあたり、送気 ホースが絡まる恐れのあるものの近くで潜水を行わせたことなど、安全管理を怠った ために発生した事故である。

#### 5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「同要領」と いう。)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の 措置要領」それぞれの別表第1第7号に該当する。

また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取 扱いについて」に該当する。

## 参考

〇「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第1 (抜粋)

措置要件	期間	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)		
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。		

## <発表記者会:宮城県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合せ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

総務部 契約課 課長 (内線 2511) 川崎 友美

> (内線 2512) 建設専門官 渋谷 隆博

〇 総務部 経理調達課 (内線 6551) 課長 千葉 哲哉

〇は本件の主務課です。